

『過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）』に係る 固定資産税の課税免除について

『過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法』（以下、『過疎法』という。）及び『養父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例』に基づき、以下の要件に該当する設備を取得等した場合は、固定資産税の課税免除を受けることができます。

◎ 対象となる事業の種類

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業除く）

◎ 対象となる資産の所在地

養父市内 全域

- ▶ 課税免除の要件となる『養父市過疎地域持続的発展計画』に記載された「産業振興促進区域」は、養父市全域です。

◎ 対象となる資産

次の①～③をすべて満たすもの

- ①令和9年3月31日までに取得等^{※1}をした、直接事業の用に供する償却資産、家屋（及び土地^{※2}）
- ②国税（所得税・法人税）における青色申告で特別償却（租税特別措置法第12条第4項の表第1号又は第45条第3項の表第1号）の適用を受けることができるもの
- ③取得価額の合計が下表の要件を満たすもの

業 種	資本金の額	取得価額の合計	備 考
製造業、旅館業	5,000万円以下	500万円以上	
	5,000万円超～1億円	1,000万円以上	新・増設のみ
	1億円超	2,000万円以上	新・増設のみ
農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上	資本金5,000万円超は、新・増設のみ

※1 「取得等」とは、取得、製作、建設（建物については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）をいいます。

※2 土地については、取得の日から1年以内に課税免除の対象となる家屋の建設に着手があった場合のみとなります。（土地の取得費用は、要件である取得価額に含むことができません。）

【 裏面に続きます 】

◎ 課税免除の期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3ヶ年度

◎ 申請期限 令和7年3月17日（月）

▶ 法人は、取得した日の属する事業年度の終了の日の翌日から2ヶ月以内

◎ 申告に必要な書類

- 固定資産税課税免除申請書（様式第1号）
- 特別償却設備の取得等に係る事業計画書（様式第2号）

○ 主な添付書類

- 所得税法第2条第1項第37号又は法人税法第2条第31号の規定による確定申告書の写し
- 特別償却設備である家屋の平面図
- 特別償却設備である償却資産の所在する家屋の平面図（当該償却資産の配置を明示したもの）
- 特別償却設備である家屋の敷地である土地の平面図
- その他、パンフレット等 参考となる書類

▶ 申請様式は、養父市ホームページに掲載しています。

⇒ [くらし・手続き](#) > [税金](#) > [固定資産税](#) > [過疎地域における固定資産税の課税免除について](#)

<https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/kikakusomu/zeimu/2/8666.html>



【お問い合わせ】 養父市 経営企画部 税務課 資産税グループ 電話：079-662-3164

〔 過疎法に係る国税の優遇措置について 〕

令和3年4月1日以降に国税（所得税・法人税）において、過疎法に係る特別償却をする際、取得等をした設備等が市町村の計画に適合しているかなどを確認するために確認申請書の提出が必要になりました。

養父市では、確認申請書の受付及び確認書の発行を経営政策・国家戦略特区課で行います。

確認申請書及び『養父市過疎地域持続的発展計画』の詳細については、養父市ホームページをご参照ください。

⇒ [組織から探す](#) > [経営企画部](#) > [経営政策・国家戦略特区課](#) > [各種計画](#)
> [養父市過疎地域持続的発展計画](#)

https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/kikakusomu/kikaku/1_1/1149.html

【お問い合わせ】 養父市 経営企画部

経営政策・国家戦略特区課（電話：079-662-7602）

